

## ぐんぎん手続きアプリ利用規定

ぐんぎん手続きアプリ利用規定（以下、「本規定」といいます。）は、お客さままたは15歳未満のお客さまの親権者さま（以下、「親権者」といいます。）が株式会社群馬銀行（以下、「当行」といいます。）が提供するスマートフォンアプリ「ぐんぎん手続きアプリ」（以下「本アプリ」といいます。）を利用する場合に適用します。本アプリを利用する場合、お客さままたは親権者（以下、「お客さま等」といいます。）は本規定のほか、当行が別途定める各取引規定の内容を十分に理解・同意したうえで、お客さま等の判断と責任において本アプリを利用するものとします。

### 第1章 共通規定

#### 第1条 本アプリの内容および利用

1. 本アプリは、お客さま等がスマートフォンにダウンロードし、これを起動することにより、当行所定の各種手続きができるアプリケーションです。
2. 本アプリにより提供されるサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用対象者は、当行所定の条件を満たす日本国内在住の個人のお客さま等に限るものとします。
3. 本アプリを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種に限られます。
4. 本アプリの利用は無料ですが、本アプリの利用およびダウンロード（再ダウンロードを含みます。）にかかる通信料等はお客さま等のご負担となります。

#### 第2条 本アプリの権利帰属、利用範囲等

1. 本アプリの著作権その他の各知的財産権は当行または正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. お客さま等は、個人で利用する目的のため、かつ本サービスの利用を目的とする場合に限り、本アプリを利用することができます。
3. 本アプリのプログラムおよび本アプリに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為はしてはならないものとします。
4. 当行から請求があった場合、お客さま等はすみやかに本アプリをアンインストールまたは削除するものとします。

### 第3条 免責事項

1. いかなる事情であっても、当行が本サービスの利用を拒絶したことにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
2. 通信機器、回線、コンピューターのエラー等により、本サービスの利用が遅延または不能となったことにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
3. 海外からは本サービスはご利用いただけません。海外から本サービスを利用したことにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
4. 前項のほか、以下の事由により、本アプリまたは本サービスが利用できなかった場合、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
  - ①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があったとき。
  - ②当行以外の第三者の責に帰すべき事由によるとき。

### 第4条 利用者責任

1. お客さま等が本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さま等の責めに起因して第三者から受けたクレーム・請求等については、お客さま等の責任において解決するものとします。
2. お客さま等が本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客さま等がこれを賠償する責めを負います。

### 第5条 本人確認

1. 本サービスを利用する場合は、本人確認書類として当行所定の本人確認書類（以下、「本人確認書類」といいます。）をスマートフォンのカメラで撮影し送信するとともに、当行所定の方法による容貌の撮影・送信（以下「顔認証」といいます。）を行うものとします。ただし、親権者が本サービスを利用する場合は、親権者の本人確認書類をスマートフォンのカメラで撮影し送信するとともに、親権者の顔認証を行うものとします。
2. 当行は、送信された本人確認書類および顔認証に基づき、当行所定の方法でお客さま等の本人確認を行うものとします。
3. 当行は、送信された本人確認書類および容貌の画像を返却しないものとします。

### 第6条 本サービスの拒絶

以下に掲げる各号に該当する場合、当行は本サービスの利用を拒絶できるものとし、お客さま等はこれに異議を申し出ないものとします。

- (1) お客さま等の本人確認ができない場合

- (2) 当行から届出住所宛てに送った郵便が不着となった場合
- (3) 届け出のメールアドレス宛てに当行から送信した電子メールが不着となった場合
- (4) お客さま等が本規定に違反した場合
- (5) お客さま等が虚偽の申告をした場合
- (6) その他、当行が本サービスを利用させることが不相当と認めた場合

## 第7条 反社会的勢力の排除

1. お客さま等は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「反社会的勢力」といいます。）のいずれにも該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をし、反社会的勢力の維持運営に積極的に協力していると認められる関係を有すること
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客さま等は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当行は、お客さま等が反社会的勢力もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスの利用を拒絶することができるものとし、お客さま等はこ

れに異議を申し出ないものとしします。

4. 前項の規定により、本サービスの利用を拒絶しお客さま等に損害が生じた場合、当行は損害を賠償する責を負わないものとしします。

#### **第8条 本アプリ等の内容変更等**

1. 当行は、本アプリまたは本サービスの内容を変更またはアップグレードする場合があります。この場合には、当行は変更またはアップグレードを行う日および内容を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知します。
2. 本アプリは、ダウンロード後にお客さま等のスマートフォンの設定その他のご利用環境の変更や本アプリのアップグレード等が行われた場合で、お客さま等のアップグレードが未済の場合には、ご利用いただけなくなる場合があります。この場合には、本アプリを再ダウンロードしていただく必要があります。また、お客さま等のスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後に本アプリがご利用いただけない場合があります。

#### **第9条 本サービスの停止または廃止**

本サービスは当行の事情により、いつでも停止または廃止できるものとしします。この場合、当行は停止または廃止をホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知します。

#### **第10条 規定の準用**

本規定に定めのない事項については、当行普通預金規定、決済用普通預金規定、各種定期預金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、各種カードローン規定、キャッシュカード規定、デビットカード取引規定、振込規定、投資信託にかかわる各種規定、非課税上場株式等管理に関する規定、インターネットバンキング利用規定、インターネットバンキング等の不正使用による預金被害補償規定、インターネット支店取引規定、ぐんぎんID利用規定等、その他諸規定に従って取扱うものとしします。

#### **第11条 規定の変更**

この規定の各条項は、法令の変更その他当行が必要と認める場合には、預金者に個別に通知することなく、変更できるものとしします。この場合、ホームページ等への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとしします。

### **第2章 本アプリからの口座開設申込**

#### **第12条 サービスの概要**

1. お客さま等は、本アプリを利用して当行所定の口座の開設を申込むことが

でき、当行が適当と認めた場合に口座の開設を行います（このサービスを以下、「口座開設サービス」といいます。）。

2. 口座開設サービスの手続きの流れは以下のとおりとします。

- (1) お客さま等は、本規定及び第10条に掲げる各規定等に定められた内容に同意のうえ、本アプリから、本人確認書類の撮影・送信および顔認証を実施後、申込に必要な情報を入力の上、口座開設を申込みとします。
- (2) その他、必要に応じて当行から送付される所定の申込書に必要事項を記入し、必要な場合は本人確認書類を添えて当行あてに返送します。
- (3) 当行は、入力された情報や返送された書類に不備が無く、かつ本人確認書類および顔認証が正当と判断した場合に、口座開設および申込内容に応じてキャッシュカードの発行、《GBダイレクト》インターネットバンキング（以下、「インターネットバンキング」といいます。）の契約締結、ぐんぎんIDのユーザー登録、ぐんぎんデビットの申込（以下、これらを併せて「口座開設等」といいます。）を行います。本人確認書類に記載された氏名、住所、生年月日が、お客さまの申込内容と一致し、本人確認書類も相当の注意により正当と認められ、送付物も正常に到着したこと等を理由に、当行がお客さま等からの申込と判断して口座開設等を行った場合、このことにより生じた損害について、当行は責任を負わないものとします。
- (4) 当行が必要に応じて送付した申込書の有効期限は、当行が本アプリにより申込を受付けた日から3か月後の応当日（銀行休業日の場合は翌銀行営業日）までとし、この日を経過して返送された場合は、口座開設等を行わず、その旨をお客さま等へ通知するものとします。また、申込書の有効期限は事前の通知なく変更できるものとします。
- (5) キャッシュカード、インターネットバンキング契約者カード、通帳、ぐんぎんデビットカードはそれぞれ当行所定の方法で送付します。送付上の事故等、当行の責によらない事由により、配送遅延や口座番号・インターネットバンキング契約者番号等の漏えいがあった場合、そのことにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。
- (6) 口座開設時に送付するキャッシュカードやその他の送付物のお受取りを当行が確認するまでは、入金、振込、払戻し等の取引の全部または一部を制限する場合があります。また、送付物を1つでもお受取りいただけなかった場合等は、開設した口座、サービスを含め、全てのお申込みを取消したものとさせていただきます場合があります。

3. 申込みの対象となる口座は以下のとおりとします。ただし、事業を営むための口座や屋号の付された名義の口座は開設できません。

- (1) 普通預金口座
- (2) 定期預金口座
- (3) 証券口座
- (4) N I S A (少額投資非課税制度) 口座
- (5) 外貨普通預金口座 (米ドル、ユーロ)
- (6) 外貨定期預金口座 (米ドル、ユーロ)
- (7) カードローン口座 (ナイスサポートカード)

### 第13条 年齢による申込可能な口座

1. お客さまの年齢により、下表のとおり開設申込できる口座に制限があります。

お客さまの年齢	申込できる口座	申込できない口座
0歳以上18歳未満	○普通預金口座 ○定期預金口座	○証券口座 ○外貨普通預金口座 ○外貨定期預金口座 ○NISA(少額投資非課税制度) 口座 ○カードローン口座
18歳以上20歳未満	○普通預金口座 ○定期預金口座 ○証券口座 ○外貨普通預金口座 ○外貨定期預金口座 ○NISA(少額投資非課税制度) 口座	○カードローン口座
20歳以上75歳未満	○普通預金口座 ○定期預金口座 ○証券口座 ○外貨普通預金口座 ○外貨定期預金口座 ○NISA(少額投資非課税制度) 口座 ○カードローン口座	

75歳以上	<input type="radio"/> 普通預金口座 <input type="radio"/> 定期預金口座	<input type="radio"/> 証券口座 <input type="radio"/> 外貨普通預金口座 <input type="radio"/> 外貨定期預金口座 <input type="radio"/> NISA(少額投資非課税制度)口座 <input type="radio"/> カードローン口座
-------	--	---

2. 前項における定期預金口座、証券口座、外貨普通預金口座、外貨定期預金口座の開設は、普通預金口座または総合口座普通預金口座をすでに保有している場合、または普通預金を同時に申込みの場合に限り申込みできるものとします。また、NISA(少額投資非課税制度)口座は、証券口座をすでに保有している場合、または普通預金および証券口座を同時に申込みの場合に限り申込みできるものとします。

#### 第14条 開設できる口座数の制限

1. すでにインターネット支店を除く当行本支店（以下、「一般店舗」といいます。）で普通預金または総合口座普通預金を保有している場合は、口座開設サービスを利用した一般店舗の普通預金の開設は申込みできないものとします。また、インターネット支店の普通預金は、お一人につき1口座に限り口座開設を申込みできるものとします。
2. 証券口座をすでに保有している場合は、2口座目の証券口座の開設はできないものとします。
3. NISA(少額投資非課税制度)口座を当行または他金融機関ですでに保有している場合は、2口座目のNISA(少額投資非課税制度)口座の開設はできないものとします。

#### 第15条 居住地域の制限

1. 口座開設サービスを利用できるお客さま等は、当行所定の対象地域（以下、「対象地域」といいます。）に居住していることを条件とします。また、親権者が申し込む場合は、お客さまと親権者の居住地が一致しなければなりません。
2. 対象地域については、当行ホームページに掲載することとします。
3. 対象地域については事前の通知無く変更できるものとします。

#### 第16条 外国籍をお持ちのお客さま

口座開設サービスは、永住者を除く外国籍の方はご利用いただけません。

#### 第17条 ぐんぎんIDのユーザー登録

1. 口座開設サービスの申込時点でぐんぎんIDのユーザー登録がない場合は、同時にぐんぎんIDのユーザー登録を申込みものとします。

2. 本条によりユーザー登録を申込み場合の「ユーザー名」は口座開設サービス利用時に使用した電子メールアドレスとし、「パスワード」は利用者自ら設定していただくものとします。
3. 本条によりユーザー登録を申込み場合のぐんぎんIDの代表口座は、申込者が保有する、または口座開設サービスにより開設する普通預金口座とし、複数の普通預金口座（口座開設サービスにより、ぐんぎんIDのユーザー登録申込と同時に開設するものを含みます）を保有している場合は、申込者が選択した普通預金口座とします。
4. 当行で口座開設の手続きが完了したのち、ぐんぎんIDのユーザー登録を行います。登録結果は当行から電子メールにて通知します。

#### **第18条 キャッシュカードの作成**

普通預金の口座開設では、同時にキャッシュカードの作成を申込みものとします。キャッシュカードは当行所定の方法で送付します。

#### **第19条 通帳の作成**

一般店舗における普通預金口座、定期預金口座、外貨普通預金口座、外貨定期預金口座の開設では、通帳を発行いたします。通帳は当行所定の方法で送付します。

#### **第20条 取引店の選択**

口座開設サービスを利用して一般店舗の口座開設の申込を行う場合、お客さま等は取引店を以下のとおり選択するものとします。

##### **(1) すでに当行に口座を保有している場合**

- A. 口座開設サービスで開設する口座の取引店は、すでに普通預金または総合口座普通預金のある取引店（以下、「既取引店」といいます。）とします。なお、既取引店が複数ある場合は、その中から選択できるものとします。ただし、インターネットバンキング契約をすでに締結している場合は、インターネットバンキング契約における代表口座の取引店とします。
- B. 既に保有している普通預金または総合口座普通預金が長期未利用口座で、当行に当該口座以外の口座を保有していない場合は、次号により取引店を選択するものとします。

##### **(2) 当行に口座を保有していない場合**

次のいずれかの方法により取引店を選択するものとします。

##### **A. 支店お任せ選択**

お客さま等の居住地または勤務地を基準にした候補店の中から支店を選択する方法です。

##### **B. 自由選択**

お客さま等の居住地または勤務地にかかわらず、お客さま等の希望する取引店を選択する方法です。ただし、この場合は取引店を選択する理由を本アプリで選択または入力するものとし、入力された理由を当行が適当と認めない場合は、当行は口座の開設を断ることができるものとし、ます。

### 第3章 本アプリからの諸届

#### 第21条 住所変更

1. お客さま等は、本アプリを利用して届出住所の変更を届け出すことができます。なお、住所変更と同時に電話番号変更の届出、カード再発行の申込が可能です。
2. 住所変更の手続きの流れは以下のとおりとします。
  - (1) お客さま等は、本アプリから本人確認書類の撮影・送信および顔認証を実施後、変更後の住所等手続きに必要な情報およびキャッシュカードの暗証番号を入力することとします。
  - (2) その他、必要に応じて当行から送付される所定の申込書に必要事項を記入し、当行あてに返送します。
  - (3) 当行は、入力情報や返送された書類等に不備が無く、かつ本人確認書類および顔認証が正当であると判断した場合に、住所変更の届出を受付けるものとし、ます。なお、当行が送付した申込書の有効期限は、当行が本アプリにより申込みを受付けた日から3か月後の応当日（銀行休業日の場合は翌銀行営業日）までとし、この日を経過して返送された場合は住所変更届出の受付は行わず、その旨をお客さま等へ通知するものとし、ます。
  - (4) 当行は、住所変更手続きが完了した場合、メールでその旨を通知するものとし、ます。
3. 住所変更の届出の利用条件等については以下のとおりとします。
  - (1) 本アプリから住所変更の届出が可能な取引は以下のとおりです。
    - ・ 預金取引（外貨預金を含む）
    - ・ マル優・マル特
    - ・ 財産形成預金（一般、年金、住宅）
    - ・ 投資信託
    - ・ NISA(少額投資非課税制度)
    - ・ 公共債
    - ・ 貸金庫
    - ・ 各種無担保ローン

- ・住宅ローン  
(群馬信用保証(株)及び全国保証(株)の保証付き住宅ローンが対象となります。)
  - ・株式会社群銀カード取扱いのクレジットカード(ドリームプラスカード含む)
- (2) マル優・マル特、財産形成預金(以下、「財形預金」といいます。)、投資信託、NISA、公共債、貸金庫の取引がある場合、本アプリによる手続きに加え、利用者等は前項第2号に定める手続きを行うものとします。
- (3) 財形預金の契約者は、財形預金変更届(住所変更の仮申込)を当行に返送するほか、事業所または当行所定の財形預金変更届を、事業所を通じて当行あてに提出することとします。
- (4) 普通預金口座のキャッシュカードを発行しているお客さま等に関し、本アプリからの変更が可能です。
- (5) お客さま等が外国籍の場合、永住者または特別永住者の方に関し、本アプリからの変更が可能です。

## 第22条 電話番号変更

1. お客さま等は、本アプリを利用して届出電話番号の変更を届け出すことができます。なお、電話番号変更と同時に住所変更の届出、カード再発行の申込が可能です。
2. 電話番号変更の手続きの流れは以下のとおりとします。
  - (1) お客さま等は、本アプリから本人確認書類の撮影・送信および顔認証を実施後、変更後の電話番号等手続きに必要な情報およびキャッシュカードの暗証番号を入力することとします。
  - (2) 当行は、入力情報に不備がなく、かつ本人確認書類および顔認証が正当であると判断した場合に、電話番号変更の届出を受付けるものとします。
  - (3) 当行は、電話番号変更手続きが完了した場合、メールでその旨を通知するものとします。
3. 電話番号の届出の利用条件については以下のとおりとします。
  - (1) 普通預金口座のキャッシュカードを発行しているお客さまに関し、本アプリからの変更が可能です。
  - (2) お客さま等が外国籍の場合は、永住者または特別永住者の方に関し、本アプリからの変更が可能です。

## 第23条 カード再発行

1. お客さま等は、第3項に定める条件に当てはまる場合に本アプリを利用してカードの再発行を申込みことができ、当行が適当と認めた場合にカー

ド再発行の手続きを行います。なお、カード再発行の申込と同時に住所変更、電話番号変更の届出が可能です。

2. カード再発行の手続きの流れは以下のとおりとします。

- (1) お客さま等は、本アプリから本人確認書類の撮影・送信および顔認証を実施後、申込に必要な情報を入力の上、再発行を申込みとします。
- (2) その他、必要に応じて当行から送付される所定の申込書に必要事項を記入し、当行あてに返送します。
- (3) 当行は、返送された書類等に不備が無く、かつ本人確認書類および顔認証が正当であると判断した場合に、再発行の手続を行うものとします。なお、当行が送付した申込書の有効期限は、当行が本アプリにより申込を受付けた日から3か月後の応当日（銀行休業日の場合は翌銀行営業日）までとし、この日を経過して返送された場合はカード再発行の手続きは行わず、その旨をお客さま等へ通知するものとします。
- (4) カードの再発行手続きの終了は、カードの送付をもって通知に代えます。

3. 申込の条件については以下のとおりとします。

- (1) カードの再発行ができる場合は以下のとおりです。
  - ・旧カードを当行に返却できる場合
  - ・インターネット支店の口座でカードを紛失した場合
- (2) お客さま等が外国籍の場合は、永住者または特別永住者の方に限り、再発行を申込みとします。
- (3) 再発行可能なカードの種類は以下のとおりです。
  - ・ICキャッシュカード（ローンカード、生態認証機能付、インターネット支店のデザインカードを含む）
  - ・ドリームプラスカード一体型（VISA・JCB）
  - ・ドリームプラスカード単体型（VISA・JCB）
  - ・ナイスサポートカード
- (4) 再発行は旧カードと同一の種類で行います。ただし、現行カードが磁気ストライプ型カードの場合は全てICカードへ切替えます。また、ダブルストライプ型はICキャッシュカードとICローンカードの2枚に分けて再発行します。
- (5) カードの再発行と同時に、暗証番号の変更ができるものとします。なお、現在の暗証番号が、推測されやすい番号であると当行が判断する場合は、必ず変更するものとします。
- (6) 代理人カードが発行されている場合、本人カードの再発行を申込みと、

代理人カードも自動的に再発行されます。この場合旧代理人カードは使用不能となります。

(7) 再発行する際には、当行所定のカード発行手数料をいただきます。

(8) 再発行後のカードは当行所定の方法で送付します。

## 第4章 本アプリからの各種商品の申込

### 第24条 インターネットバンキング、電子交付サービスの申込

口座開設サービスの申込時点でインターネットバンキングの契約がない場合は、同時にインターネットバンキングの契約と電子交付サービスの申込みができるものとします。インターネットバンキングの契約者カードは当行所定の方法で送付します。

### 第25条 ぐんぎんデビットの申込

1. お客さま（中学生を除く）は、申込者が保有する普通預金口座を決済口座とするぐんぎんデビットカード（以下、「ぐんぎんデビット」といいます）の発行を申込みことができます。
2. ぐんぎんデビットのブランドはV i s aまたはJ C Bから選択できます。ただし、既にぐんぎんデビットをお持ちの場合、お持ちのカードと同一ブランドのカードの発行申込みはできません。また、お持ちのカードと異なるブランドであっても、同一の普通預金口座を決済口座とするカードの発行申込みもできないものとします。
3. ぐんぎんデビットは当行所定の方法で送付します。

### 第26条 クレジットカードの申込

1. 18歳以上のお客さま（高校生を除く）は、申込者が保有する普通預金口座を決済口座とする、株式会社群銀カードが発行するクレジットカードの発行申込みの取次ぎを申込みことができます。
2. クレジットカードのブランドはV i s aまたはJ C Bから選択できます。ただし、既に株式会社群銀カードが発行するクレジットカードをお持ちの場合、お持ちのカードと同一種別のカードの発行申込みはできません。
3. クレジットカードは株式会社群銀カード所定の方法で送付します。

以上

※最新の規定は、当行ホームページまたは店頭でご確認ください。